



住宅耐震改修などで 固定資産税が減額

令和8年3月31日までに行つた住宅の耐震改修、バリアフリー改修および省エネ改修で、一定の要件を満たした場合、改修した家屋分の固定資産税の一部を減額します。

耐震改修

- 要件 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、現行の耐震基準に適合させる改修工事費が、1戸当たり50万円を超える住宅
- 減額率 2分の1
- 減額対象床面積の上限 1戸当たり120平方メートルまで

バリアフリー改修

- 要件 新築した日から10年以上経過し、次のすべてに該当する住宅
 - ①次のいずれかの人が居住する住宅
 - 65歳以上の人
 - 要介護または、要支援の認定を受けている人
 - 障害がある人
 - ②次の工事で、補助金(居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費)などを除いた自己負担金が、50万円を超える住宅
 - 廊下の拡張工事

- 階段のこう配緩和工事
- 浴室、トイレの改修工事など
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

- 減額率 3分の1
- 減額対象床面積の上限 1戸当たり100平方メートルまで

省エネ改修

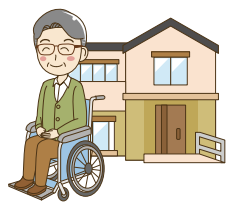
- 要件 次の①、②のすべてに該当する住宅
 - ①平成26年4月1日以前に建てられ、次の改修工事費の合計が60万円を超える住宅。または、次の改修工事費の合計が50万円を超え太陽光発電装置などの設置にかかる工事費と合わせて60万円を超える住宅
 - 窓の断熱改修工事(必須)
 - 天井の断熱改修工事
 - 壁の断熱改修工事
 - 床の断熱改修工事
 - ※浴室、トイレのみの窓断熱改修は、対象外です。
 - ②改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
- 減額率 3分の1
- 減額対象床面積の上限 1戸当たり120平方メートルまで

共通事項

- 減額期間 改修が完了した年の翌年度のみ
- 手続方法 改修後3カ月以内に、問い合わせ先または、各総合支所市民サービス課に備え付けの申告書に、必要書類を添えて提出してください。
- 注意点 上限を超えた床面積は、減額対象から除きます。また、バリアフリー改修と省エネ改修の減額制度は併用できませんが、その他の制度との併用はできません。

問 総務部税務課

☎(22)1121

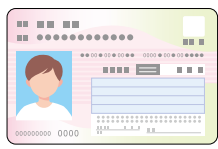


短期集中型サービス

長時間歩くことが大変、食事中にむせて食べにくいなど、日常生活での困りごとはありませんか。
短期集中型サービスは、歩行や食事といった日常生活の動作の不安軽減・解消をし、可能な限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

問 市民生活部市民課

☎(22)3211



証明書のコンビニ 交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニなどで、住民票の写しや戸籍などの証明書を取得できます。

- 発行手数料が、総合支所窓口で発行するよりも100円安くなります。便利でお得なコンビニ交付サービスを、ぜひ利用してください。
- 利用可能店舗 マルチコピー機を設置しているコンビニ、市役所本庁舎など

取得できる証明書

- 住民票の写し
- ※本人と本人の同一世帯分
- ※除票、住民票コードや個人番号を記載したものは取得不可
- 印鑑登録証明書
- ※本人分
- 所得課税証明書
- ※過年度は取得不可
- ※本人分

て、専門的な知識を持った職員と共に生活改善に取り組むものです。

このサービスの利用をきっかけに、自分らしい暮らしを取り戻してみませんか。

- 対象 次のいずれかに該当する人

- 要支援1または、要支援2の認定を受けている人
- 65歳以上で、基本チェックリストにより事業対象に該当した人

内容

通所と訪問の2種類から選択できます。実施期間は、いずれも3カ月です。

通所サービス

週に1回程度、全15回実施します。運動、口腔、認知症予防について学びます。

※市内4カ所を実施

訪問サービス

運動機能の維持・向上や、体調や病気に合わせた栄養改善を目指します。リハビリの専門職または、管理栄養士が参加者の自宅を訪問します。

料金

1回500円

利用方法

居住する地区の地域包括支援センターへの事前相談が必要です。地域包括支援センターの職員が生活の困りごとを確認し、支援内容などを提案

の上、ケアプランを作成します。

問 市民生活部介護福祉課

☎(22)1350

- 築館・志波姫地域包括支援センター ☎(24)8080
- 若柳・金成地域包括支援センター ☎(42)3233
- 栗駒・鷺沢地域包括支援センター ☎(45)2471
- 瀬峰・高清水地域包括支援センター ☎(59)3861
- 一迫・花山地域包括支援センター ☎(52)2110



認知症の人を支える 「チームオレンジ」

「チームオレンジ」は、認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族、認知症サポーターなど地域の人たちを1つのチームとして登録し、支え合う仕組みです。
チームのまとめ役は、地域包括支援センターの認知症地域支援員が担当します。
この機会にぜひ、登録してください。

栗原市良い歯の表彰

6月は市で定めた「歯と口腔の健康づくり月間」です。
この取り組みの一環として市では、令和6年度に実施した市の歯周疾患検診の結果、60歳で24本以上、70歳で22本以上の健康な歯と歯肉を維持し、日常から歯の健康づくりに取り組んでいる人を表彰しました。

写真の2人の他、狩野恵美さん(築館駅前)、佐藤美千江さん(築館大堀)、佐藤隆子さん(栗駒芋塚)、阿部初枝さん(栗駒栗原根尾)、熱海千恵さん(志波姫宮中)が受賞しました。



▲高橋 英子 さん
(若柳福岡)



▲鹿野 泰弘 さん
(一迫荒町)

問 市民生活部健康推進課

☎(22)0370